

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年2月25日（平成28年（行情）諮問第192号）

答申日：平成29年1月27日（平成28年度（行情）答申第694号）

事件名：「「洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準」運用上の留意事項等について（通達）」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「運5591（26.6.25）。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、「「洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準」運用上の留意事項等について（通達）（海幕運第5591号。26.6.25）（かがみ文を除く）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であり、また、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年11月6日付け防官文第17688号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び提出資料の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件対象文書につき、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める。
- (2) 本件対象文書の履歴情報についても組織共有文書であれば開示対象であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求める。
- (3) 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写したものであるかの確認を求める。
- (4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）として開示されなかった情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。

(5) 原処分で一部不開示とされた部分につき、当該部分に記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

特に、本件対象文書のうち、不開示とされた添付書類2の全文は、米軍事専門ニュースサイトとして著名な「USNI News」で閲覧可能である。添付書類2及びその和訳である添付書類3を不開示とする理由が存在しない証左として、当該ニュースサイトに掲載されている資料の抜粋を提出する（本答申では省略）。

(6) 本来の電磁的記録を特定すれば1個ファイルである可能性があり、開示実施手数料の見直しを求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これに該当する行政文書として、「「洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準」運用上の留意事項等について（通達）（海幕運第5591号。26.6.25）」を特定した。

本件開示請求に対しては、法11条を適用して平成27年11月6日まで開示決定等の期限を延長し、まず、同年6月10日付け防官文第9362号により、特定した行政文書のかがみ部分について開示決定を行い、同年11月6日付け防官文第17688号により、残余の部分（本件対象文書）につき、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行ったところ、原処分に対して異議申立てがされたものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は別紙のとおりである。

3 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書の電磁的記録には、PDFファイル形式の部分とPDFファイル形式以外のいわゆる文書作成ソフトの部分があるところ、これらは全て原処分において特定されており、それ以外の電磁的記録は保有していない。

なお、異議申立人は、処分庁が原処分における開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式まで明示していない。

(2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件

対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

- (3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件異議申立てがされた時点においては、開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。
- (4) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、不開示部分についてその取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別紙のとおり同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5) 異議申立人は、「本来の電磁的記録を特定すれば1個ファイルである可能性もある」として、開示実施手数料の見直しを求めるが、原処分における文書の特定に誤りはなく、開示実施手数料を見直す必要はない。
- (6) 以上のことから、異議申立人の主張はいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ①平成28年2月25日 諮問の受理
- ②同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③同年3月9日 審議
- ④同月30日 異議申立人から資料を収受
- ⑤平成29年1月18日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥同月25日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、西太平洋海軍シンポジウムで採択された「洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準（CUES：Code for Unplanned Encounters at Sea）」（以下「CUES」

という。)の運用に関し、海上幕僚監部において作成された通達の添付書類であり、処分庁はその一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は本件対象文書のPDFファイル形式以外の電磁的記録の特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は原処分を維持することが適当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性(PDFファイル形式以外の電磁的記録の保有の有無)及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の保有状況について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、次のとおり説明する。

ア 本件対象文書のうち、添付書類2は、西太平洋海軍シンポジウム事務局が作成し、当該事務局から海上幕僚監部の担当者がPDFファイル形式の電磁的記録により入手したものであり、それ以外の電磁的記録は保有していない。

イ 添付書類2を除く部分(添付書類1及び3)は、海上幕僚監部防衛部運用支援課において、いわゆる文書作成ソフトにより作成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。

(2) そこで検討すると、添付書類2については、西太平洋海軍シンポジウムで採択されたCUESの内容等が記載されていることが認められるので、上記(1)アの諮問庁の説明は不自然、不合理ではなく、ほかに電磁的記録が存在するとうかがわせる事情も存しないので、防衛省において、PDFファイル形式以外の電磁的記録を保有しているとは認められない。

また、添付書類2を除く部分については、上記(1)イで諮問庁が説明するとおり、そもそもPDFファイル形式以外の電磁的記録を特定しているとのことであるから、異議申立人の主張は失当である。

したがって、防衛省において、本件対象文書のほかにPDFファイル形式以外の電磁的記録を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) まず、当審査会において、本件対象文書を見分したところ、原処分で不開示とされた別紙の一連番号2及び4に掲げる部分には一般的な内容が記載されているにすぎなかったため、この点について当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、当該部分をいずれも開示するとのことであるから、当審査会においては当該部分の不開示情報該当性については判断しない。

(2) 以上を前提として、検討する。

ア 別紙の一連番号 1, 3 及び 5 に掲げる部分

当該不開示部分には、海上自衛隊における我が国周辺海域における行動基準及び C U E S の運用に係る情報等が記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、海上自衛隊の行動要領が推察され、海上自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 別紙の一連番号 6 及び 7 に掲げる部分

(ア) 当該不開示部分には、C U E S の内容が記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、C U E S 採択国海軍の C U E S に基づく行動の詳細を明らかにするものであり、諮問庁によれば、C U E S が採択された西太平洋海軍シンポジウムの事務局に対し、原処分を行う際及び本件異議申立て後の 2 度にわたり、C U E S の公表予定の有無を確認したところ、その予定はないとの回答があったとのことである。

そして、C U E S には、その入手方法につき、西太平洋海軍シンポジウムの構成員は、特定の閉鎖的なネットワークによりこれを入手できる旨の記載が認められることを踏まえると、当該不開示部分については、これを公にすることにより、我が国と他の採択国間の信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) なお、異議申立人は、上記第 2 の 2 (5) のとおり、特定のニュースサイトにおいて添付書類 2 の全文が掲載されているから、添付書類 2 及びその和訳である添付書類 3 (別紙の一連番号 6 及び 7 に掲げる部分を含む。) を不開示とする理由が存在しないと主張するが、当該ニュースサイトでいかなる記事が掲載されていようとも、上記 (ア) のおそれが否定されるわけではないのであるから、この点は当審査会の上記 (ア) の判断を左右しない。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 3 号に該当するとして不開示とした決定については、

防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、また、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙（原処分において不開示とした部分及び理由）

1 添付書類1 別紙

一連 番号	不開示とした部分		不開示とした理由
1	5 ページ	「2（4）エ 統幕交話要領との関係」の一部	海上自衛隊の我が国周辺海域における行動基準に関する情報であり，これを公にすることにより，海上自衛隊の行動態様が明らかとなり，海上自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当する。
2	5 ページ	「2（5）ア 故障が発生した場合の手順」の一部	CUESの内容が推察される情報であり，これを公にすることにより，我が国を含む採択国間の信頼関係が損なわれるおそれがあり，法5条3号に該当する。
3	6 ページ	「2（5）イ 潜水艦との訓練に関する事項」の一部	海上自衛隊のCUES運用に係る情報及びCUESの内容が推察される情報であり，これを公にすることにより，海上自衛隊の行動要領が明らかとなり，海上自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに，我が国を含む採択国間の信頼関係が損なわれるおそれがあり，法5条3号に該当する。
4	6 ページ	「2（6）ア 原則」の一部	CUESの内容が推察される情報であり，これを公にすることにより，我が国を含む採択国間の信頼関係が損なわれるおそれがあり，法5条3号に該当する。
5	6 ページから 8 ページまで	「3 CUESの使用に当たっての留意事項」の一部	海上自衛隊のCUES運用に係る情報及びCUESの内容が推察される情報であり，これを公にすることにより，海上自衛隊の行動要領が明らかとな

	8 ページ	「4 記録等について」の一部	り、海上自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、我が国を含む採択国間の信頼関係が損なわれるおそれがあり、法5条3号に該当する。
--	-------	----------------	---

2 添付書類2 「洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準」VERSION 1.0 (本紙)

一連番号	不開示とした部分	不開示とした理由
6	3 ページから 25 ページまでの全て	洋上で不慮の遭遇をした場合における採択国海軍の行動の詳細にかかる内容であり、これを公にすることにより、我が国を含む採択国との間の信頼関係が損なわれるおそれがあり、法5条3号に該当する。

3 添付書類3 「洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準」VERSION 1.0 (和訳版)

一連番号	不開示とした部分	不開示とした理由
7	2 ページから 25 ページまでの全て	洋上で不慮の遭遇をした場合における採択国海軍の行動の詳細にかかる内容であり、これを公にすることにより、我が国を含む採択国との間の信頼関係が損なわれるおそれがあり、法5条3号に該当する。

(注) 「不開示とした部分」のページ番号は、上記1の文書は各ページ右上部、上記2及び3の文書は各ページ下部に記載のページ番号を指す。